

P2-013

S市の放課後児童クラブの職員を対象にした児童の緊急時の対応に必要な知識と判断力に関する調査研究

高野 直美、金子 健彦

和洋女子大学大学院 総合生活研究科

【目的】

放課後児童クラブに勤める職員が有している資格は、保育士、幼稚園・学校教諭などであるが、その一方で、無資格者も在籍すると考えられる。近年、クラブにおける重篤な事故は、増加傾向にある。そこで我々は、S市の放課後児童クラブの職員が、クラブ内で発生する事故や急病等に対し、どの程度の正確な知識と判断力を有しているかを把握する目的で、質問紙調査を行った。

【対象と方法】

S市の96施設の放課後児童クラブの管理者および勤務する職員の計647名を対象とした。方法：以下2種類の質問紙調査を行った。1. 年齢、性別、有する資格の種類、放課後児童支援員研修の受講と心肺蘇生法・応急処置研修の受講の有無について。2. 全員対象；救急対応が予想される事例に対する疾患知識と対処法について、新規に作成した40問を5肢選択一の選択肢にて回答を求めた。また、全ての回答は学童保育連絡協議会の会議開催時に回収した。

【結果】

96施設のうち、74施設(77.1%)から回答が得られ、対象647名のうち348名(53.8%)から回答を得た。施設在籍者の内訳は、男児1,515名(50.9%)、女児1,459名(49.1%)であった。疾病や障がい有する児童の割合としては、アレルギー疾患を有する児童は15.3%、障がいは12.8%認められた。さらに全職員のうち、約4割が無資格者であった。また、救急対応を問う設問では、女性職員の方が、男性職員より正答数が有意に高く($p=0.00$)、有資格者の方が無資格者より正答数が有意に高い($p=0.00$)傾向にあった。さらに、一元配置分散分析では、資格間に正答数の差が有意であった($F(6,337)=4.430, p<0.05$)。

【考察】

施設管理者や正規職員、放課後児童支援員研修修了者、心肺蘇生法・応急処置研修受講者、福祉系資格(社会教育主事、社会福祉士、児童支援員、介護福祉士)及び保健・医療系資格(薬剤師、看護師、准看護師、養護教諭)保有者において、統計学的に有意に救急対応に関する正確な知識と判断力を有していることが明らかになった。児童の健康と安全を守るためには、クラブは積極的な職員の研修の受講と有資格者の雇用を推進すべきと考えた。

【キーワード】

放課後児童クラブ、応急対応、質問紙調査
本研究は、和洋女子大学ヒトを対象とする生物学的研究・免疫学的研究に関する倫理委員会の承認(第1741号)を得て行った。また、本研究内容に関し、開示すべき利益相反はない。

P2-014

育児関連施策における日本と諸外国との比較－育児休業期間と育児休業給付に着目して－

伊草 綾香¹、関 美雪²、上原 美子³

¹埼玉県立大学大学院 保健医療福祉学研究所 博士前期課程 看護学専修
²埼玉県立大学 保健医療福祉学部 看護学科
³埼玉県立大学 保健医療福祉学部 共通教育科

【はじめに】

少子化の進展、女性の社会進出が著しい現代において、育児関連施策の充実は大変な課題である。

【目的】

日本の育児関連施策の現状把握を目的とし、日本を含め計8国を比較する。

【方法】

21の文献、資料から育児休業期間(以下育休期間)、育児休業給付金(以下給付金)に着目し、日本と諸外国との育児関連施策の比較を行った。研究の実施にあたり、所属大学倫理委員会の承認を得た。

【結果】

日本の育児関連施策は1991年に法律によって定められ、その後数回の改正が行われている。現行の制度では「育休期間は原則として子が1歳に達するまで。保育所に入れない等の場合は子が1歳6か月に達するまで延長でき、子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない場合には再度申出することにより、最長2歳まで延長でき、給付金支給期間も延長」としている。加えて、条件に当てはまれば保育所入所の可否に関わらず、父母合わせ1歳2か月までは賃金の67%給付を受けることができ、それ以降は雇用保険から50%給付を受けることができる「パパ・ママ育休プラス」という特例を設けている。ドイツにもこれに類似した特例があるが、育休期間は3年である。ドイツやスウェーデンでは子が1歳になると入所可能な保育所を確保することが自治体の義務である。ドイツ同様、日本の合計特殊出生率に近いイタリアの育休期間は20週間、給付金は賃金の80%である。スウェーデンは子が8歳になるまでの両親にそれぞれ240日間、計480日間の育休期間を保障し、うち180日間までは他方に譲渡可能である。比較国の中で最も合計特殊出生率の高いフランスでは、無償の保育所、認定保育ママ制度を導入している。イギリスや米国はかつて日本同様に女性労働者の年齢別就労の特徴がM字カーブ型となっていたが、現在は改善傾向にある。これはイギリスの育休期間が13週間と短いことや、アメリカに育児休業制度が無く、家族・医療休暇として取得可能な計12週間は無給であることが要因としてある。カナダの育休期間は子が生まれてから37週間であり、給付金は55%である。

【考察】

比較した計8国の合計特殊出生率は低下傾向にあったが、様々な育児関連施策を展開し、2000年頃を境目に少しずつ上昇傾向にある。日本の合計特殊出生率は依然として低いため、育児関連施策を充実させるだけではなく、現代の働く母親のニーズを把握し、適切な支援方法の検討を行っていく必要があると考える。